経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電に対する理解促進事業費補助金に限る。）	中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業費補助金（公益法人分（地方所管）に限る。）及び地域中小企業知的財産支援力強化事業費補助金に限る。） 産学連携サービス経営人材育成事業費補助金
	電源立地地域対策交付金	十三　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令 十四　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令 十五　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理 十六　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知 十七　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令 十八　法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消 十九　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令 二十　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収 二十一　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示 二十二　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認 二十三　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等 二十四　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出の受理 二十五　法第二十五条第二項の規定に基づく申出に係る必要な措置及び通知

経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電に対する理解促進事業費補助金に限る。）	中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業費補助金（公益法人分（地方所管）に限る。）及び地域中小企業知的財産支援力強化事業費補助金に限る。） 産学連携サービス経営人材育成事業費補助金
	電源立地地域対策交付金	十三　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令 十四　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令 十五　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理 十六　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知 十七　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令 十八　法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消 十九　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令 二十　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収 二十一　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示 二十二　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認 二十三　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等 二十四　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出の受理 二十五　法第二十五条第二項の規定に基づく申出に係る必要な措置及び通知